

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	泉南市 (27228)
地域名 (地域内農業集落名)	新家下村 (下村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	16.8 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	12.4 ha	
② 田の面積	16.7 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.4 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha	※
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	3.9 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.8 ha	※
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

・当地区では平坦な水田地帯で水稻の他、都市近郊農業として青ねぎなどの軟弱野菜が生産されている。 ・水なすや青ねぎを主要作物としつつ、新たな地域振興作物の導入や農産物のブランド化に取り組む。 ・水稻主体での営農では、営農経費が嵩み農業所得が低い。 ・担い手については認定農業者(中村2名、下村5名)及び認定新規就農者(下村2名)が確保できている。 アンケート結果より規模縮小及び離農意向が36%、農地を貸したい・売却したい意向が46%を占めている。10年後には農業従事者の高齢化、さらに就農予定の後継者がいる世帯は25%しかないため、農地の担い手の確保が課題である。 ・担い手が減少する中、農道やため池等の維持管理が大きな負担となっている。 農地については不接道・狭小・不成形な農地が存在する。 農道については、狭隘な耕作道、排水路の老朽化など営農に支障をきたしている農地も存在する。 基盤整備による営農環境の改善が必要。 ・遊休状態が増加傾向にあり遊休状態が長く耕作再開が厳しい農地があり、対策が必要。 ・遊休農地解消に向けた地域の話し合いを継続する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

※

・青ねぎを主要作物としつつ、新たな地域振興作物の導入や農産物のブランド化、六次産業化に取り組む。 ・水稻について、地域での農業機械の共同利用や農作業委託の拡大などを検討する。 ・認定農業者や認定新規就農者等の担い手に農地の集積や集約化を進めつつ、企業誘致を検討する。 また、地域外から参入を希望する認定農業者や認定新規就農者、泉南農業塾や大阪産(もん)スタートアカデミーの卒業生などを受入れ、さらに多様な農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。 ・多面的機能支払交付金を活用した農道や農地の保全活動に取り組む組織の立ち上げを検討する。 ・営農環境の改善に向け、必要な基盤整備の内容を精査し、事業化を検討する。 ・遊休農地解消に向けた地域の話し合いを継続する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手（認定農業者、認定新規就農者等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、後継者等へ経営を移譲した経営体や新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。また、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	19.6	%	将来の目標とする集積率 19.6 %
(3)農用地の集団化（集約化）に関する目標			
意向調査において貸付意向のあった農地を中心として農地中間管理機構を利用した農地貸借の拡大を促進し、農用地の集団化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	※
農業委員や農地利用最適化推進委員が農地の出し手・受け手の調整を行うことで、担い手を中心に集積・集約化や団地面積の拡大を、農地中間管理機構を通じて進める。 営農継続や耕作が難しくなった農地については遊休農地化しない取り組みとして、農業を担うものへの集約を行えるよう農業委員とも連携を図る	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
目標地図に基づく貸借を、農地中間管理機構を通じて随時実施する。	
(3)基盤整備事業への取組	※
農道の整備や水路の補修、区画の大型化など整備が必要な箇所を精査し、補助金を活用した整備事業を検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・泉南農業塾などと連携し、地域外から、地域の実態に即した多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。また、農業関係者や地域住民で連携し、相談から定着まで切れ目なく支援していく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
JA大阪泉州の農作業委託等を活用するとともに、農作業受託の出来る組織の育成を検討する。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③担い手における省力化やコスト低減を図るため、積極的にスマート機器の導入を検討していく。⑦ 畦畔の草刈りや水路掃除など地元住民が少なくなってくる中で、管理体制を再構築する必要がある。⑩水稻の農業機械の共同利用や作業受託の拡大を検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha	A	
認農		青ネギ	2.5 ha	- ha	青ネギ	2.5 ha	- ha	B	
認農		里芋	0.7 ha	- ha	里芋	0.7 ha	- ha	C	
利用者		青ネギ	0.5 ha	- ha	青ネギ	0.5 ha	- ha	D	
利用者		青ネギ	0.2 ha	- ha	青ネギ	0.2 ha	- ha	E	
利用者		養鶏	0.3 ha	- ha	養鶏	0.3 ha	- ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		4.3 ha	0 ha		4.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA大阪泉州	耕運・畝立て・代かき	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。